

事業計画の概要(中間処理)

1 全体計画の概要

中間処理(圧縮, 切断, 破碎)

【圧縮】廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じた物は除く。)及び陶磁器くず(これらのうち廃プリント配線板, 廃ブラウン管, 鉛製の管又は板, 廃石膏ボード及び廃容器包装を含み, 鉛蓄電池の電極, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

【切断】廃プラスチック類, 木くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じた物は除く。)及び陶磁器くず(これらのうち廃プリント配線板, 廃ブラウン管, 鉛製の管又は板, 廃石膏ボード及び廃容器包装を含み, 鉛蓄電池の電極, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

【破碎】廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じた物は除く。)及び陶磁器くず(これらのうち廃プリント配線板, 廃ブラウン管, 鉛製の管又は板, 廃石膏ボード及び廃容器包装を含み, 鉛蓄電池の電極, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2 処分する産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類及び処分量等

	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	処分方法	設置年月日	処理方式	処理施設の名称	
			処分量		所在地	
1	廃プラスチック類, 木くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	圧縮	H27.12.2	300tプレス機	プレス工場	
			45.408t/日		廿日市市木材港北3番73号	
2	廃プラスチック類, 木くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	切断	H10.3.9	1,250tスクラップシャー	リサイクルセンター	
			198t/日		廿日市市木材港北6番12号	
3	廃プラスチック類(発泡スチロール)	圧縮	H15.12.18 4.3t/日	発泡スチロール減容器	廿日市古紙プラザ	
4	廃プラスチック類(廃容器包装)	圧縮	H24.2.11 185.6t/日	150t圧縮梱包機		
5	紙くず	圧縮	H24.2.11 166.4t/日			
6	繊維くず	圧縮	H24.2.11 71.2t/日			
7	ゴムくず	圧縮	H24.2.11 90.4t/日			
8	金属くず(廃容器包装)	圧縮	H24.2.11 156.8t/日			
9	紙くず	破碎	H16.3.17 12t/日			二軸破碎機
10	紙くず	破碎	H26.2.28 4t/日			二軸破碎機
11	廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	圧縮	H21.11.17 2.58t/日			50t圧縮梱包機

	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	処分方法	設置年月日	処理方式	処理施設の名称	
			処分量		所在地	
12	金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず(いずれも廃蛍光管に限る)	破砕	H11.10.18 2.9t/日	蛍光灯クラッシャー	エコプラザ 廿日市市木材港北6番39号	
13	金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず(いずれも廃蛍光管に限る)	破砕	H22.12.25 2.44t/日	蛍光灯破砕機		
14	廃プラスチック類	破砕	H29.10.28 4.64t/日	二軸破砕機		
15	紙くず	破砕	H29.10.28 2.32t/日			
16	木くず	破砕	H29.10.28 4.08t/日			
17	繊維くず	破砕	H29.10.28 2.88t/日			
18	ゴムくず	破砕	H29.10.28 5.20t/日			
19	ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕	H29.10.28 5.84t/日			
20	廃プラスチック類, 紙くず及びゴムくず	破砕	H13.3.30 4.58t/日	一軸破砕機		エコラインシステム
21	木くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕	H13.3.30 4.65t/日			廿日市市木材港北6番14号
22	繊維くず	破砕	H13.3.30 4.73t/日			
23	金属くず	破砕	H13.3.30 4.6t/日			
24	廃プラスチック類, 金属くず, 紙くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕	H25.3.17 9.6t/日	クロスフローシュレッター		小型家電リサイクル工場 廿日市市木材港北3番48号
25		H25.2.20設置許可 許可番号A010149号(廃プラスチック類破砕施設)				
	廃プラスチック類	圧縮	H13.12.11 144.0t/日	150t圧縮梱包機	リサイクルプラザ	
26	紙くず	圧縮	H13.12.11 144.0t/日			
27	繊維くず	圧縮	H13.12.11 144.0t/日			
28	ゴムくず	圧縮	H13.12.11 144.0t/日			広島市佐伯区利松 二丁目4番3号
29	金属くず	圧縮	H13.12.11 144.0t/日			

3 環境保全措置の概要

- ①騒音は極力抑え、廃蛍光管の破碎については、空気清浄の為、集塵機を設置している。
- ②鉄骨スレート建築物内で、圧縮、切断、破碎を行う。
- ③廿日市木材工業団地内で、周囲には鉄工所・建設会社・生コン工場等があり、民家はない。
(リサイクルプラザについては、民家は点在するが、工場周辺をコンクリート壁で囲んでいる。)
- ④鉄骨・スレート建築物内であり、床面がコンクリートの為、産業廃棄物の飛散流出や地下浸透はない。

4 処分業務の具体的計画

- ①組織図(企業情報>組織図 参照)
- ②業務(処分)時間 午前8時20分より午後5時20分
- ③休業日 日曜・祝日・年末年始等会社指定休業日

事業計画の概要(収集運搬)

1 全体計画の概要

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬(一部積替え保管を行う)を行う。

2 収集運搬する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類(許可済み産業廃棄物について○印を付ける。)

広島県許可分(他の自治体については、許可一覧表参照)

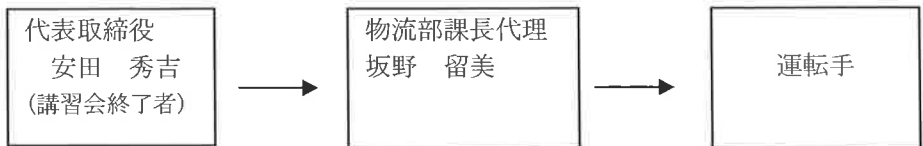
産業廃棄物の種類		積替保管有	積替保管無	運搬量
1	燃え殻(判定基準に適合しないものを除く。)		○	0.5 m ³ /月
2	汚泥(判定基準に適合しないものを除く。)	○		18 m ³ /月
3	廃油	○		30 m ³ /月
4	廃酸	○		30 m ³ /月
5	廃アルカリ	○		20 m ³ /月
6	廃プラスチック類	○		190 m ³ /月
	廃プリント配線板	○		65 m ³ /月
	廃容器包装	○		30 m ³ /月
7	紙くず	○		20 m ³ /月
8	木くず	○		120 m ³ /月
9	繊維くず	○		10 m ³ /月
10	動植物性残さ		○	0.5 m ³ /月
11	ゴムくず	○		30 m ³ /月
12	金属くず	○		80 m ³ /月
	廃プリント配線板	○		65 m ³ /月
	鉛蓄電池の電極	○		40 m ³ /月
	鉛製の管又は板		○	2 m ³ /月
	廃容器包装	○		60 m ³ /月
13	ガラスくず, コンクリートくず(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	○		40 m ³ /月
	廃ブラウン管		○	1 m ³ /月
	廃石膏ボード	○		50 m ³ /月
	廃容器包装	○		30 m ³ /月
14	鋳さい		○	0.5 m ³ /月
15	がれき類	○		120 m ³ /月
16	ばいじん(判定基準に適合しないものを除く。)		○	1 m ³ /月
上記のうち, 石綿含有産業廃棄物を含む場合に記載		○		45 m ³ /月

注1 これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

特別管理産業廃棄物の種類	積替保管有	積替保管無	運搬量	特別管理産業廃棄物の種類	積替保管有	積替保管無	運搬量
廃油(揮発油類, 灯油類, 軽油類)	○		1t/月	特定有害産業廃棄物等 廃石綿等			
廃酸(pH2.0以下のもの)	○		2t/月			○	0.5t/月
廃アルカリ(pH12.5以上のもの)	○		1t/月				
その他の特定有害産業廃棄物等							
ダイオキシン類	燃え殻			ばいじん			
	積替保管有	積替保管無	運搬量	積替保管有	積替保管無	運搬量	
		○	0.3t/月		○	0.1t/月	

3 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日を含む。)

(1) 収集運搬業務の管理及び施設の運営管理体制



収集運搬業務の受託にあたっては、事前に排出事業者と委託契約を締結する。

また、産業廃棄物の収集運搬にあたっては、引き渡しを受ける際に排出事業者から管理票の交付を受け、受託した産業廃棄物とともに運搬先へ回付する。また、管理票は控えを取り本社事務所で5年間保管する。

(2) 車両毎の用途

運搬車両	運搬する産業廃棄物の種類
塵芥車	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず(これらのうち自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
キャブオーバ 脱着装置付きキャブオーババン 脱着装置付きコンテナ専用車	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん(これらのうち自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
ダンプ	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず、ばいじん(これらのうち自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)

4 収集運搬業務を行う時間・休業日等

月曜日から土曜日、午前8時20分から午後5時20分まで就業。休日は自社就業カレンダーによる。

5 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

① 飛散及び流出の防止措置

産業廃棄物が飛散・流出しないように、ダンプ及びキャブオーバにはシート等で覆いをかける。

運搬容器を使用する際は、荷台にロープ等で固定する。

石綿含有産業廃棄物は容器に入れ、他の産業廃棄物と混合しないようにして運搬する。

② 悪臭の漏出の防止措置

運搬する産業廃棄物の性状により、ふた付きドラム缶に入れ密閉して運搬するため、悪臭の漏出はない。

(2) 積替え保管に際し講ずる措置

① 飛散及び流出の防止措置

石綿含有産業廃棄物のみ屋外保管(バクカンにて保管し、容器上部をシートがけする。)。その他は全て屋内保管する。

廃油、廃酸、廃アルカリはふた付きドラム缶にて保管する。廃バッテリーは保管容器にて保管する。

② 地下浸透の防止

保管場所の床はコンクリート打ちしてある為、地下浸透はしない。

金属製の浅型容器を置き、その上に保管する。

③ 悪臭の漏出の防止措置

悪臭は発生しない

④ 特別管理産業廃棄物と他の物の混入を防止する仕切り等の状況

床面に鉄製容器(深さ 30cm)を置き、その上に特別管理産業廃棄物の保管容器(ドラム缶)を置く。